

令和2年3月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部

新型コロナウイルス感染症に関する取組状況と 今後の対応について

国が令和2年2月1日に、「新型コロナウイルス感染症」を感染症法に基づく指定感染症及び検疫法に基づく検疫感染症として定めたことを受け、令和2年2月3日に新型コロナウイルス感染症警戒対策会議を開きました。その後も隣接県や千葉県において相次いで感染症の症例が発表された状況を鑑み、本市の新型コロナウイルスの感染防止対策を迅速かつ的確に実施し、全庁体制で対策にあたるため、令和2年2月17日に「君津市新型コロナウイルス感染症対策本部」を設置しました。

1 新型コロナウイルス感染症対策本部

- (1) 設 置 令和2年2月17日
- (2) 組 織 本部長：市長、副本部長：副市長
本部員：教育長、各部長、消防長、議会事務局長
- (3) 設置目的 感染者の発生や感染の拡大を防止し、市民の健康被害を最小限にとどめるとともに、市民生活に重大な影響が及ばないよう、庁内関係機関が相互に連絡調整を図り、適切な対策を推進する。

2 本市の取組状況

(1) 対策本部等の開催状況等

内 容	開 催 日	備 考
感染症警戒対策会議	令和2年2月3日	
感染症対策連絡会議	令和2年2月5日	
第1回感染症対策本部会議	令和2年2月17日	感染症対策について
第2回感染症対策本部会議	令和2年2月19日	相談・受診の目安について
第3回感染症対策本部会議	令和2年2月21日	イベント等の開催について
第4回感染症対策本部会議	令和2年2月25日	国の基本方針を踏まえた本市の対応について
第5回感染症対策本部会議	令和2年2月28日	小中学校の臨時休校について
第6回感染症対策本部会議	令和2年3月2日	市内の公共施設等の利用制限、休館について
第7回感染症対策本部会議	令和2年3月12日	市内の公共施設等の利用制限、休館の今後について
第8回感染症対策本部会議	令和2年3月23日	近隣市の発生状況について

(2) 市民等への周知・啓発

- 市民へ： 手洗いの励行や咳エチケットなどの予防対策
帰国者・接触者相談センターなどの相談窓口
症状がでた時の対応と相談受診の目安
クラスター（集団）発生の高リスク状況 等
周知方法：ホームページ、市民メール、広報きみつ（臨時号）、公共施設への掲示等
- 高齢者施設・障害者施設：感染症対策の注意事項の周知徹底、施設における対策状況調査
- 商工会議所・観光協会：感染症対策注意喚起

(3) 手指消毒液の設置と啓発チラシの貼付

市本庁舎（各階）をはじめ、市内全ての公共施設やコミュニティバス等で実施

(4) イベント等の開催判断について

- 原則 市主催（共催を含む）の市民が参加するイベント等は、原則として、中止または延期とする。
- 期限 令和2年3月31日まで

(5) 小中学校の臨時休校について

- 休校期間 令和2年3月2日（月）～3月24日（火）
- 学 校 数 小学校17校、中学校10校
- ※休校した期間においては、放課後児童クラブ及び小学校全学年と中学校、特別支援学級在籍生徒でやむを得ない場合のみ各学校で受け入れ実施（放課後児童クラブでは、14クラブ中9クラブで午前中から受け入れ実施）

(6) 公共施設の休館について

- 期 限 令和2年3月31日まで
- 休館施設数 28施設（社会教育施設12、スポーツ施設1、コミュニティ施設13、福祉施設2）

(7) 職員の時差出勤制度の実施

- 対 象 職 員 電車、バス等の公共交通機関を利用して通勤する職員
- 制 度 内 容 始業開始を午前9時と午前9時30分とする。
（午前9時～午後5時45分）
（午前9時30分～午後6時15分）

3 今後の対応について

国の専門家会議の提言を踏まえ、最も感染拡大のリスクを高める環境（①換気が悪い密閉空間 ②人が密集 ③近距離での会話や発声という3つの条件が同時に重なるような場）を避ける取り組みの必要性の周知徹底を図るなど、感染者の発生や感染の拡大の防止に努めるとともに、市民生活や市民経済への影響を最小限に食い止める取り組みを進めてまいります。

【本件に関する問い合わせ先】

新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
（君津市保健福祉部健康づくり課） 担当：野村
電話：0439-57-2230 FAX：0439-57-2234
メール：kenkou@city.kimitsu.lg.jp